

令和２年度 第２回豊川市男女共同参画審議会 議事録

1 日時

令和２年１０月１６日（金）午後１時３０分～

2 会場

豊川市役所 本３４会議室（本庁舎３階）

3 議題

（１） 豊川市男女共同参画次期基本計画の素案について

ア 第１章 計画策定にあたって

イ 第２章 計画の基本的な考え方

ウ 第３章 施策の展開

4 出席

〔男女共同参画審議会委員〕

長谷川完一郎委員、杉浦綾子委員、恩田やす恵委員、橋本記久子委員、
神谷典江委員、今泉エツ委員、岩瀬由佳委員、大川豊蔵委員、海光勝徳委員

森下保市民部長

木和田恵市民部次長兼市民協働国際課長

〔人権交通防犯課〕

山本太郎課長、佐野正典課長補佐、伊藤純子人権推進係長、石原佳永子主事

5 会議の公開の可否

公開

※新型コロナウイルス感染防止対策のため、傍聴はなしで実施

6 傍聴者数

０名

【人権交通防犯課長】

定刻になりましたので、只今から「令和２年度第２回豊川市男女共同参画審議会」を開催させていただきます。

私は、市民部人権交通防犯課長の山本でございます。本日はお忙しい中、男女共同参画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。また、日ごろは、市の男女共同参画社会施策に格別なご理解とご協力をいただいておりますことを、改めて感謝申し上げます。

本日は、会長がやむを得ず欠席されておりますが、過半数の方が出席されていますので、豊川市男女共同参画審議会規則第４条第２項の規定により本会議は成立していることを申し上げます。また、本日の会議も前回と同様、新型コロナウイルス感染防止のため、傍聴席は設けず、換気のためドアを開けていますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

それでは、はじめに市民部長よりご挨拶申し上げます。

【市民部長】

こんにちは。市民部長の森下でございます。本日はお忙しい中、お越しいただきありがとうございます。貴重なお時間をいただきまして、しっかりとこの会の進行のご助言等をいただきたいと思います。ただ、本年度、コロナウイルスの影響で大分このような会議が、開催しづらくなっていたり、スタートが遅くなっていたり、皆様にかなりタイトなスケジュールでいろいろなお願いしており、本当に申し訳ないと思います。ただ、事務局の方も頑張ってお対応させていただきながら、前回の計画にありました欠点などを修正しながら、次の長い期間にしっかりと対応できる計画にしたいと考えておりますのでご意見いただければと思いますのでよろしくお願いします。

【人権交通防犯課長】

ありがとうございました。

次に、資料の確認をさせていただきます。事前に送付いたしました資料１「豊川市男女共同参画基本計画素案」、資料２「豊川市男女共同参画推進条例」、資料３「豊川市男女共同参

画審議会規則」、そして、本日、机上に配付させていただきました、会議の次第、資料4「現計画・次期計画の記載案」、「持続可能な開発目標（SDGs）について」、本日の審議会議題に対する「ご意見・ご質問」になります。また、現計画をご持参いただいた皆様におかれましては、素案との比較にお役に立ていただければと思います。

それでは、これからの議事進行につきましては、豊川市男女共同参画審議会規則第3条第3項に基づき、「会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する」とありますので、副会長にお願いしたいと思います。それでは、副会長よろしくお願いします。

【副会長】

なんとなく秋らしくやっとなってきたと思います。風も秋のようで気持ちいいかなと思います。お忙しい中ありがとうございます。それでは、議事に入ってまいります。

本日の審議会は、男女共同参画次期基本計画素案について、皆さんからご意見をいただきたいと思います。議題（1）「男女共同参画次期基本計画の素案について ア 第1章 計画策定にあたって 」について、事務局より説明をお願いします。

【人権交通防犯課長】

《議題（1）豊川市男女共同参画次期基本計画の素案について

ア 第1章 計画策定にあたって

》資料を説明

【副会長】

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明についてご意見のある方はいらっしゃいますか。

【委員】

2ページの「第2次計画」とありますが、初めて記載されたと思います。2021年度からは「第3次計画」となるならば、それで統一して最後のページの年表に書くなどすること

になるのでしょうか。

【人権交通防犯課長】

現行の計画は「第2次計画」ということで、2001年（平成13年）に策定したもの、その10年間を「第1次」、そして、その次に2011年（平成23年）に策定した計画（改訂版）、この10年間を「第2次」としました。今回素案で示したものは、「第3次」となります。

【委員】

「第2次計画」、「第3次計画」なると、これまでどこにも出てこなかったため、それで言い方を統一するならばそれで統一すると分かりやすいと思いました。

【人権交通防犯課長】

2ページの「4. 第2次計画の達成状況」という表記の仕方について確かに迷ったところで、おっしゃる通り、この中では「第2次」という言葉はでてきてないので、こういった表記にすることが理解しやすいか意見をいただき、今度作る素案を「第3次」とすれば「第2次」と書いても分かりやすいと思います。ここは検討したいと思います。

【市民部長】

「第2次計画」の後に前回と今の現行の期間を明確に書けば、前回の計画を示していることが分かりやすいかなと思いますので、そのような感じでいかがでしょうか。この表題のところ「4. 第2次計画（〇〇年から〇〇年まで）」という形にして、以下は省略するように表記すると「第2次計画」が何かというのが分かりやすいかと思います。これは素案ですのでさらに良い表記がありましたら意見をいただきたいと思います。こんな形で仮の掲載としていかがかなと思います。

【委員】

はい、わかりました。

【委員】

すみません、もう一度確認ですが、「第２次計画」というのは何年からでしたか。

【人権交通防犯課長】

平成２３年３月策定していますので、「第２次計画」は平成２３年４月から令和３年３月の１０年間です。

【委員】

「第１次」というのは、どの時点で出てくるのですか。

【人権交通防犯課長】

「第１次」は、計画策定の経緯について。

【委員】

「計画策定の趣旨」のところで。

【人権交通防犯課】

策定の趣旨のところでは、「第１次」の記載はここではしていません。現行計画の１ページ「計画策定の経緯」で、ここでは平成１３年策定という最初の段階から書いてあります。今回は１ページの素案の計画策定の趣旨では、「第１次」は書いてありませんが、これまでの１次、２次、３次を分かりやすくということであれば、そのようにご意見を承りたいと思います。

【副会長】

ありがとうございます。書いた方が分かりやすいですかね。ここで「第２次」と出てくるので１次、２次というのがどういう時期か示した方が分かりやすいですかね。

【委員】

私も、この「第２次計画」はアンダーラインを引いてきましたが、全体を振り返って総括して網羅する形で記載することであれば、きちんと書かなければ分からないということですね。同様に３ページの表の年、これまでの実績値や目標値が提示してありますが、表記の見直しに限らずそれぞれがどの段階で何をというのがよく分からないため再度確認させていただきました。「第２次」は、現行の１０年間の計画ということですね、５年で途中の見直しがありましたが、それもひっくるめて１０年間ということですね。

【副会長】

はい、１０年間ですね。他の方はよろしいですか。

【委員】

先ほどの説明の中で図表については、見やすくするという話がありましたが、３ページの図では、例えば内容のところも２００９年の次の括弧はしっかり見えますが、２０１９年や２０２０年の評価の括弧が文字と重なっていたりします。内容のところの１番の括弧では、市民意識調査の後のほうのカギ括弧はしっかり見えますが、頭のところが見えなくて、先ほど章ごとと言われましたが、この後３章のところでも２６、３３、３５ページの表が同じような形で左の方が見にくくなっています。そういう所も直していただけるといいかなと思うため、よろしくお願いします。

【人権交通防犯課長】

ありがとうございます。

【委員】

「４．第２次計画の達成状況」の冒頭部分です。「市民意識調査」、「事業所意識調査」という言葉がありますが、８ページの「豊川市市民意識調査」とは別のものということですよね。それが混同する恐れがあるため、やはり最初に出てくるときは、表にある「男女共同参画に関する市民意識調査」という言い方にし、「以後は市民意識調査とする」とかそういう書き方にして、そのあとにある同じ意識調査ですが、男女共同参画に限定するものとした調査とは別のものということが分かるようにした方が正確だと思いました。意識調査が昨年２回あったということですよね。男女共同参画で限定していますが一部重なる内容もあります。このあたりのところで、正確に伝わるように、丁寧な説明、正確に伝えるなど配慮するといいいかなと思います。

【人権交通防犯課長】

ありがとうございます。そのように気をつけて表記していきたいと思います。

【副会長】

１つ１つ分かりやすく。

【人権交通防犯課長】

はい、男女の市民意識調査、全体の市民意識調査の２つの調査の違いが分かるようにしたいと思います。

【副会長】

ありがとうございます。その他の意見は、大丈夫ですか。

【委員】

前の改訂版と比べると最初の序章のところをすごく簡略化されていて、前の時はこれまでの取り組みとして経緯等が書かれていたため、先ほど部長が発言されたようにこれまでの取り組みみたいなものを要約して載せてみると、1次、2次というのがはっきりと分かると思いました。それで1点質問ですが、今年度、令和2年度に何か調査はしていないですか。

【人権交通防犯課長】

男女共同参画ではしていません。人権の計画策定が来年度あり、そのための調査を今年しています。

【委員】

何かあったかなと思い、すみません。ありがとうございます。以上です。

【副会長】

ありがとうございます。経緯のところはまた少し考え、作り直すと皆さんが分かりやすくなるのかなと思います。

ここについて、その他よろしいですか。

【委員】

もう1つだけお願いします。ちょうど真ん中あたりの達成状況のところになります。「各分野で平等・公平だと感じる市民の割合は」ですが、未達成とした項目が3ページの表で見たときに、×になっている4つが挙げられており、2番の表の×をつけたのが「学校教育」、それから「地域活動」、「法律・制度」、「社会通念、慣習、しきたり」に挙げられているなと思いましたが、改めて表を見ると②項目の「職場」というのが実績値と目標値の差が、例えば「学校教育」も大きい、「社会通念、慣習、しきたり」よりも多いのではないかなと思いました。そういう所は何かここに文章として項目を挙げる基準がありますか。あるいは、○と

△をつける評価する部分には、何か基準がありますか。

【人権推進係長】

「家庭生活」と「職場」が△になっていることについて、2019年度の実績値が上昇しているのですが、まだ未達成という項目については△、下がってしまってなおかつ未達成というものが×になっています。全てにおいて、△の2つの項目について上昇はしているが、未だ未達成であるのが△です。×の方は、前回より低下してしまい未だ未達成という意味で表記を分けています。

【委員】

そうですね。担当課の方で一定の基準をもってこの4つの項目を挙げられたということですね。今すぐには理解できませんでしたが、未達成という条件だけではなく、他の要素を勘案してこのようにしたということですね。

【副会長】

一応、評価の基準みたいなものを設けてあり、その中で評価しているようですね。

【市民部長】

表の構成が非常に悪くて、表の1番上の内容の横に「2009年」と書いてありますが、実際の実績値は、1番目と2番目と4番目になります。3番目と5番目は、目標値なので、それをまず消して考えた時に、目標に比べて前回の平成26年度の実績値と令和元年度の実績値が下がっている、さらに最終的な目標値、令和2年度の目標値に対して未達成ということであると×。改善の傾向がある、今までの計画に基づいた事業で改善の傾向があって目標を達成する方向に進みながらも達成できていないというのが△。そういう形になりますので、そこで明確に一応区分はしてあるのですが、表の作り方が少し悪い、理解がしづらい形で申し訳ないと思いますが、改善して分かりやすくしたいと思いますので、その様な形で

お願いしたいと思います。

【副会長】

何も分からない人が見た時に、もう少し分かりやすいといいですね。

【委員】

分かりました。

【副会長】

では、時間もあまりないため、次に進んでもよろしいですか。

【委員】

ごめんなさい、最後と言いましたが、もう１個だけ。この第１章の４と５ですね。「達成状況」と「現状・課題」というのを２つの項目に分けていますが、達成状況が、すなわち現状の一部分を示すと考えたと、この４と５は何とか一緒にして表記することはできないかと思いました。一通り読んで、また読んでという感じがあったので参考にしていただいて、可能であれば、見直しをしていただけると有難いと。申し訳ありません。

【副会長】

分かりました。

【人権交通防犯課長】

ありがとうございます。

【副会長】

では、続いて「第２章 計画の基本的な考え方」について、事務局より説明をお願いしま

す。

【人権推進係長】

《議題（１）豊川市男女共同参画次期基本計画の素案について

イ 第２章 計画の基本的な考え方

≫資料を説明

【副会長】

ありがとうございます。ただ今の事務局の説明について、ご意見のある方はいますか。

【委員】

はい、１５ページの概念図の分類に関わるところで、男女共同参画教育の推進、メディアリテラシーの「取得」ですか「習得」ですか。

【人権推進係長】

「習得」ですね、すいません。

【委員】

誤字だと思うので直しておいてください。以上です。

【副会長】

他にありませんか。

【委員】

はい、よろしいでしょうか。すいません、それぞれ皆さん受け取り方が違うかもしれませんが、私の感覚で言わせてください。１４ページですが、「特に、女性などに対する暴力は重大な人権侵害であり」とこの一文が「特に」ということで受けているため、前の文章の中

のどこでこの「暴力」と謳われているのかなと思いました。ずっと読んでいましたが、この辺が少し分からなくて、「特に」ということで受けて段落を作っていくのであれば、前の中で女性に対する暴力、あるいは、人権侵害など少しくらい触れられてもいいのかなと１点ありました。

それからデザインの件ですが、１２ページの「基本目標１」、これ明朝体かな、次はゴシック体になっているので直した方がいいのと、１５ページ「男女共同参画」に字が隠れているので、これは出した方がいいかなと思います。図のちょうど真ん中「男女共同参画」が隠れてしまっているのが気になるので、これは出した方がいいのかなと思います。以上です。

【副会長】

ありがとうございます。

【委員】

はい、いいですか。１５ページの概念図についてです。教育に携わる者、学校などの役割の部分ですが、男女共同参画教育の推進（メディアリテラシーの習得や向上）とあります。昨年、この会で意識調査を検討する中で、同じことを申し上げたのですが、学校などで教育活動を通して男女共同参画の意識を寛容するというのは、必ずしもメディアリテラシーを子供たちに身につけさせることではないので、もう少し幅広く考えてほしいと申し上げましたが、経年評価するということもあり今回変わらずに行ったのですよね。今回、私本当に勉強不足で申し訳なかったですが、条例の中に既にメディアリテラシーということだけを特に取り上げて謳っているわけで、ここでこれを欠かすことは難しいと再認識しました。しかしながら、それでもメディアリテラシーは重要です。いかなる情報を受けても主体的に読み解いて、また自分から発信する能力を持つというのはとても大事です。それは、ある程度経験を積んで、年齢が上がって力をつけた子たちにはメディアリテラシーが大事になってきますが、前段階として、教育と言っていますから、もう少し幼稚園などの幼児教育も含めて考えるとそのメディアリテラシーということをここで補足して書いてしまうのは好まし

くないのではないかなと。書くこと自体は悪くはないのですが、加えて教育活動全般、学校教育のような、生活の場面でいろいろなところから受けるものに子供たちは影響を受けます。そうしたことに對して、教育に携わる者が常に意識をもつ、それが大事ではないかなと思っています。ですから、もう少しこの概念図が条例に基づくものであるから、それに文言を加えることは差し控えるべきだということであれば、強く推すものではありませんが、教育という場における男女共同参画の根源的な意味というのはもう少し幅広く捉えるのがいいのかなと思います。よく「隠れた教育課程」と言い方をします。「隠れたカリキュラム」ですね。学校の教育課程に位置づけられた強化学習や特別活動に限らず、例えば授業の時にポロっと何か言った先生の言葉、部活の最中に友達、先輩から聞いた言葉、そういうのが子供達の中に少なからず影響していくという考え方ですが、そうしたことを考えると教育に携わるものが男女共同参画だけに限りませんが、子供達に与える影響の大きさを自覚してもらいたいかなと思います。意見ですので、一度考えていただけるといいかなと思います。

【副会長】

せっかく教育のことがここにあるので、もう少し何かあったらいいなという部分もありますね。他にありますか。

【委員】

はい。先ほど、何かあればいいなという1つの案でジェンダー平等の意識を提案します。括弧の中です。先ほどの委員さんが言ったように「隠れたカリキュラム」として男女別名簿があり、それによって先生でさえも「男子が先で、どうして並ばないの。」などと先生の意識も男子が先になってしまうからです。そこで、ジェンダー平等の意識を先生にも取得してほしくしてジェンダー平等の意識を追加したいです。

【副会長】

今日は、そういう形を意見としてだけでいいですか。

【人権交通防犯課長】

まだ素案を示した段階でございますので、どんどん意見をいただければと思いますし、意見をいただく用紙も用意していますので会議終了後でも出していただきたいと思います。

【副会長】

では、この章につきましてはよろしいですか。

【委員】

2章についてです。基本施策の部分ですが、今の段階で1つ意見を申し上げます。基本施策③、④、⑤、⑬に「男女共同参画の推進」とあります。男女共同参画の推進は大目標なので省けるものは省いたらいかがでしょうか。省くと基本施策が明確になるメリットがあるからです。

【副会長】

16ページの最後の基本施策の③、④、⑤と。

【委員】

⑬ですね。

【副会長】

これもお聞きしてとりあえずは検討ということをお願いします。あとはよろしいですか。

【委員】

はい、施策の方向10の「配偶者等のあらゆる～」とありますが、「配偶者等からの～」と「から～」と入れたらいかがでしょうか。以上です。

【副会長】

ありがとうございます。では、続きまして第3章について説明をお願いします。

【人権交通防犯課長、人権交通防犯課長補佐、人権推進係長、男女共同参画担当】

≪議題（１）豊川市男女共同参画次期基本計画の素案について

ウ 第3章 施策の展開

≫資料を説明

【副会長】

ありがとうございます。只今の事務局の説明についてご意見のある方はお願いします。

【委員】

21ページの右の表ですが、「今後の行政の取り組みに必要なことについて」の表を「今後の行政の取り組みに必要なこと」と自分がグラフを見た時に「なんでこんな順番なのかな」というところが、自分だけかも知れませんが少し違和感を持ちます。重要で必要なことでしたら1番数字が多い「保育施設、サービス、高齢者の入所施設、介護サービス等を充実する」というものが1番上にきて、次に1番上のやつが2番目で、真ん中あたりの「学校教育～」が3番目というこの表について言えば順々に並ぶのかなと思います。ただ、下の方に資料とありますから、「この資料を持ってきているからそういうことしていません」というのであれば、そうですかと納得しています。ここのところは、子供への重点でこの資料を使いたい、ため左側の中段の辺の文章がくるわけですが、これからデータ的に使いたいところを使うのは分かりますが、その時になぜ「17. 1」と「21. 5」があった時に「17. 1」が先なのかな。

次の22、23ページのところのグラフについても同じようなことを思っていて、「男女ともに働きやすい社会環境をつくるために重要なことについて」と「重要なことについて」と言うならば、1番やはり令和元年度の数字が多い34. 6の「出産後も～」から始まるものが1番上にきて、その2つ上の「パートタイムなど～」が2番目というような順番が普通

なのかなと自分は思いました。これは左側の文章でもこの表を見やすく、また左側の表をなぞっているの表と文章の整合性は分かるのですが、ちょっと20、21の方がちょっと分かりにくかったかなと自分は思います。意見です。

【副会長】

ありがとうございます。

【人権交通防犯課長】

ありがとうございます。これは委員のご指摘とおりの報告書をそのまま載せておりますので、ご意見承りまして検討いたします。

【副会長】

はい。他にありますか。

【委員】

はい、いいですか。先ほど、課長からの説明で現計画と次期計画との、机の上にあった資料等に入っていますと言われたのですが、主な担当課の拾い出しというのはどのように計画されていますか。主な担当課が施策の方向1の1の部分は人権交通防犯課なのかもしれませんが、何をどういう明記でいく計画なのか、ちょっと質問です。

【人権交通防犯課長】

ここの記載例はすべて人権交通防犯課が担当していたものですから、このようになっていますが、複数の課があるところにつきましては、次期計画の記載欄の主な担当課のところにここの課の名前が明記されていると思います。

【委員】

全部を載せるということですか。

【人権交通防犯課長】

該当する課につきましては載せるように考えています。

【委員】

承知しました。どうやって書くのだろうと思って。全部に人権交通防犯課が入っているの
で全部人権交通防犯課になるのかなと思いました。すいません。ありがとうございます。

【副会長】

他にはいかがでしょうか。

【委員】

はい、36ページの1番下の四角の上のところですよ。下からの2行目に「男女の違い」と
記載があります。少し分からなくて。もう少し詳しく教えてください。

【人権交通防犯課長補佐】

単に性別ということでした。もう少し分かりやすい表記を検討します。

【委員】

はい、分かりやすい表記もありますが、もし下から5、6、7行目と書いてあることとも
し同じ内容ならなくてもいいのかなと。無くてすっきり簡潔にしてもいいのかなと思いま
した。ご検討をお願いいたします。

【副会長】

はい、お願いします。その他には、いかがですか。

【委員】

はい、20ページ下から2行目の文です。「個人としての能力を活かした多様な」と記載があります。その通りなのですが、もう少しジェンダー平等の、次のように変更する案を提案します。「性別で違う指示をする不必要な制度をなくし、自由な」と変更を提案します。理由は、男女別名簿や女子中学生にだけスカートを指示しているジェンダー平等でない習慣がまだ豊川市にあるからです。そして、生徒自身や教員に男女は役割が違うという意識を持たせてしまうからです。以上です。

【副会長】

はい、ありがとうございました。ご意見として今日は聞いておきます。はい、その他ありますか。

【委員】

まだ少し時間あるようなので、文言についてはまた別途用紙いただいていますから、後ほど気づいたことを申し上げるということでしたね。

【副会長】

はい。

【委員】

せっかくですので、1、2感じたところで意見を申し上げておきたいと思います。22ページの最後の段落です。ここで「ポジティブ・アクションを促進するとともに」のあとに「再就職に向けた支援」、それから、「個人の意欲と能力が活かされる環境づくりを進めるととも

に、結婚、出産、介護などによる女性の離職を減らし」とありますが、まずは、離職を減らすというのを先に持ってくるのが望ましいと思うのですね。M字カーブについては、最初のところからたびたび出てきていますし、何年来も指摘を受けながらなかなか改善が見られない部分で、また、致し方ないという要素も多分にあることは承知しておりますが、やはり、離職を減らすということを先頭に持ってきてほしいと、これは書く順番ですね。そんなことを思いました。

同様に、24ページの1行目です。後半から。「働く女性はその希望に応じ能力を十分に発揮しながら」とありますが、「希望に応じ」というのは一体何をいうのだろうとそんなふうに感じました。「その能力を十分に発揮しながら」で十分ではないかなと思うのですね。また、続いて、「働くことのできる」とありますが、ここは「働きつづけることのできる社会」とした方が、市民意識調査で「働き持ち続けるほうがよい」という回答が半数を超えているという実態を反映することができるかなと思います。など、いくつか見ていくと「おやっ」と思うところがあるのでもう一度しっかりそれぞれの表現、文言を見ていただくといいのかなと思いました。もうちょっと言うと、同様のことがやはり他のところでも少し気になるのですけどね。はい。これは申し上げるだけで特に回答をとということではありません。

【副会長】

もしまだありましたら、書いて出してください。

【委員】

はい、そうですね。

【副会長】

他についても。

【委員】

そうですね、書くのは大変なので、言うほうが楽なんですね。

【副会長】

そうですね。他にはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。とりあえずは、意見もだいぶ出てきたと思います。これで、本日の議題はすべて終了いたしました。事務局からご連絡ありますか。お願いします。

【人権交通防犯課長】

はい、長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございました。考査させていただきますと思います。本日、ご意見につきましては、また、ご意見ご質問ということで用紙はご用意させていただきましたが、FAXでも、また、今日は帰りの時間が限られていますが、直接お声としてお寄せいただいてもありがたく頂戴いたしますのでよろしくお願いいたします。本日の審議いただきました内容を整理して、第3章の基本施策と第4章に加えたものを作成して送付いたします。事務局からは以上です。よろしくお願いします。

【副会長】

今日は、本当にいろんなご意見をありがとうございました。せっかく作るものですから、市民の皆さんが興味を持てるようなものになってくれると本当にいいと思います。豊川らしいというものが出せればもちろんですし、市民のみなさんが興味を持って見ていけるような計画だといいなと思います。今日は、本当にいろいろ有難うございました。では、令和2年度第2回豊川市男女共同参画審議会をこれで閉会とさせていただきます。有難うございました。